第５部　災害復旧・復興

第１章　公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は,住民の生活の安定と福祉の向上を図るうえで不可欠であるため，本章では公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

【名　　瀬：国保年金課・福祉政策課・高齢者福祉課・都市整備課・土木課
・建築住宅課・水道課・下水道課・商工情報課・農林水産課・教育委員会】
【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課】
【笠　　利：市民課・いきいき健康課・産業振興課・農林水産課
・建設課・下水道課笠利分室・水道課笠利分室・地域教育課】

第１　災害復旧事業等の推進

１　災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は，各施設の原形復旧と併せ，本市が置かれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討し，災害の発生防止のための必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立し，早期復旧に努めるものとする。

２　災害復旧事業等の実施要領

（１）災害の程度及び緊急の度合い等に応じて，県の緊急査定又は本査定を速やかに要望する。
（２）査定のための調査，測量及び設計を早急に実施する。
（３）緊急査定の場合は，派遣された現地指導官と十分に協議し，その指示に基づき周到な計画を立てる。また，本査定の場合は，査定前に復旧について関係者と十分な協議・検討を行う。
（４）災害復旧にあたっては被災原因を基礎にして，再度災害が発生しないよう，あらゆる角度から検討を加え，災害箇所の復旧のみに捉われず，極力，周囲の関連を考慮に入れて改良復旧できるよう提案する。
（５）査定終了後は，緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり，現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
（６）査定で補助事業の対象外とされたもので，かつ今後も危惧の残るものについては，その重要度により各課所管の市単防災事業で実施する。
（７）大災害が発生した場合の復旧等については，復旧事業着手後において労働力の不足，施工業者の不足や質の低下又は資材の払底等のため，工事が円滑に実施できないこと等も予想されるため，予めこのような事態を想定して十分検討しておく。

（８）災害の増加防止及び交通の安全確保等のため，災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
（９）大災害発生を想定し，査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

３　事業計画の種別

被災した各施設では，奄美市が置かれている災害に対する各種の特性と災害の原因を検討し，その被害程度に応じた適切な災害復旧事業計画を立て，被災施設の原形復旧に併せて再度の災害発生を防止するため，施設の新設又は改良を行うとともに早期復旧を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として，次の事業を実施する。

（１）公共土木施設災害復旧事業
- 河川公共土木施設災害復旧事業
- 砂防設備災害復旧事業
- 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- 道路公共土木施設災害復旧事業

（２）農林水産施設災害復旧事業
（３）都市災害復旧事業
（４）上水道施設災害復旧事業
（５）住宅災害復旧事業
（６）社会福祉施設災害復旧事業
（７）公共医療施設，病院等災害復旧事業
（８）学校教育施設災害復旧事業
（９）社会教育施設災害復旧事業
(10) その他の災害復旧事業

関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施にあたっては，復旧事業を迅速に行うために事業計画を速やかに作成するとともに，実施に必要な職員の配備，応援，派遣等及び活動体制について必要な措置を執る。

４　復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は暴力団等の動向把握を徹底し，復旧・復興事業への参入及び介助の実態把握に努めるとともに，関係行政機関，被災地方公共団体及び業界団体等に必要な働きかけを行うなど，復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第２節　激甚災害の指定

【関係機関：鹿児島県】

【名　　瀬：財政課・環境対策課・健康増進課・福祉政策課・高齢者福祉課
・都市整備課・土木課・建築住宅課・商工情報課・農林水産課・教育委員会】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課・地域教育課】

【笠　　利：市民課・いきいき健康課・産業振興課・農林水産課
・建設課・水道課笠利分室・地域教育課】

第１　激甚災害に関する調査

１　市の協力

市長は，県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

２　県

（１）県内に大規模な災害が発生した場合，知事は，市の被害状況を検討のうえ，激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

（２）関係部局は激甚法に定められた事業を実施する。

第２　特別財政援助額の交付手続等

１　市の手続き

市長は，激甚災害の指定を受けたときは，速やかに関係調書等を作成し，県各部局に提出しなければならない。

第２章　被災者の災害復旧・復興支援

被災した市民が速やかに再起し，生活の安定を早期に回復できるよう，生活相談，災害弔慰金等の支給，税の減免又は各種融資措置など，本章では被災者の支援に係る対策を定める。

第１節　被災者の生活確保

【関係機関：日本郵便株式会社・奄美市】

市及び県は，被災者等の生活再建に向けて，住まいの確保及び生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え，生業や就労の回復による生活資金の継続的確保，コミュニティの維持・回復又は心身のケア等，生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また，被災地の復興計画の作成に際しては，地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め，被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み，その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

第１　災害相談

大規模災害の発生等により被災した住民からの問合せや相談等に対応するため，「災害相談窓口」を開設する。災害相談窓口においては，問合せや相談等の情報を基に住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。また，災害の規模によっては，総合的な災害相談窓口を総務対策部人事班が設置のうえ，各対策部により編成し，行方不明者の捜索，り災証明の発行，税の減免，仮設住宅への入居申請，住宅応急修理の相談，医療相談及び生活相談等を受け付ける。

また，被災者の自立に対する援助・助成措置について広く被災者に広報するものとする。

さらに，居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても，従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより，必要な情報や支援・サービスを提供する。

第２　災害廃棄物等の処理（がれき処理）

１　処理・処分方法の確立及び仮置場，最終処分地の確保

市は災害廃棄物の処理・処分方法を確立する。

また，被災市内で災害廃棄物の仮置場及び最終処分地の確保を行うことを原則とするが，それが困難な場合，県は県災害廃棄物処理計画も踏まえ，県内の他市町村及び県外での仮置場及び最終処分地の確保について環境省と連携して市を支援する。

２　リサイクルの徹底

災害廃棄物処理にあたっては，県災害廃棄物処理計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえて適切な分別の実施により，可能な限り再生利用と減量化を図ることとする。

３　環境汚染の未然防止，住民・作業者の健康管理

災害廃棄物処理にあたっては，環境汚染の未然防止並びに住民，作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

４　計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため，市は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし，そのための処理実行計画を，県が定める災害廃棄物処理実行計画や市災害廃棄物処理計画も踏まえ定めるものとする。

また，広域的な調整の必要がある場合，県は，全体計画の策定や関係市町村による合同検討会を主宰することにより円滑な処理を促進する。

５　損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

市又は県は，損壊家屋等の解体を実施する場合には，解体業者，産業廃棄物処理業者及び建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに,必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

６　建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

市及び県は，建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため，必要に応じて大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう，事業者等に対して指導・助言する。

また，解体等を行わない建築物等で，石綿の露出等が確認された場合にあっては，必要に応じ，ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立入禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう，建築物等の所有者又は管理者に対して指導・助言する。

第３　借地・借家制度の特例の適用に関する事項

１　大規模な災害の被災地における借地・借家に関する特別措置法の適用手続

（１）大規模な災害の被災地における借地・借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条の特定大規模災害として指定を受け，借地・借家制度の特例の適用を希望する場合は，国土交通大臣に対して所要の申請を行うものとする。

（２）市長は，適用の申請に際し，次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて，国土交通大臣宛て２部提出する。

ア　市の面積

イ　り災土地の面積

ウ　市の建物戸数

エ　滅失戸数

オ　災害の状況

カ　その他（り災土地中，借地の比率及び滅失建物中，借家の比率等もできれば記載する。）

２　法適用基準

法の適用基準は，災害により市街地における建物の滅失が著しく，借地・借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第４　被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づき，自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対して生活の再建を支援し，もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として支援金を支給する。

<table>
<tr><td>区　分</td><td>支　給　の　内　容　等</td></tr>
<tr><td>実施主体</td><td>県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>(1)　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
(2)　10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
(3)　100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
(4)　(1)又は(2)の市町村を含む都道府県で，５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害
(5)　(1)～(3)の区域に隣接し，５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害
(6)　(1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が２以上ある場合に，
５世帯以上の住宅全壊が発生した市町村（人口10万人未満）
２世帯以上の住宅全壊が発生した市町村（人口５万人未満）</td></tr>
<tr><td>対象世帯</td><td>(1)　居住する住宅が全壊した世帯
(2)　居住する住宅が半壊，又は住宅の敷地に被害が生じ，その住宅をやむを得ず解体した世帯
(3)　災害による危険な状態が継続し，住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
(4)　住宅が半壊し，大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>支給額は以下の２つの支援金の合計額となる
（※　世帯人数が１人の場合は，各該当欄の金額の3/4の額）
(1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊
対象世帯の(1)</td><td>解体
対象世帯の(2)</td><td>長期避難
対象世帯の(3)</td><td>大規模半壊
対象世帯の(4)</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
※ 一旦住宅を賃貸した後，自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は，合計で200（又は100）万円</td></tr>
<tr><td>申請先</td><td>県（市町村経由）</td></tr>
</table>

第５　被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において，床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して生活再建を支援するため，市町村を通じて被災者生活支援金を支給する。

対象市町村	① 被災者生活再建支援法が適用された市町村 ② 上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対象世帯等	① 全壊，半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ② 商工業を行う拠点である店舗，事務所，工場などが全壊，半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし，①の支給対象者は除く ③ ①，②に係わらず，被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 ④ ①，②のうち，被災日の前年の１月１日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が適用された災害において全壊，半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記①，②については１世帯（１事業者）当たり20万円 上記④については１世帯（１事業者）当たり50万円

第６　災害弔慰金等の支給

１　災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき，自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下の項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

また，自然災害によって負傷し，疾病にかかり，若しくは治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して災害障害見舞金を支給する。

区　分	支給の内容等
根拠法・条例	災害弔慰金の支給等に関する法律 奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例
対象災害	(1) 市の区域内において，住居の滅失した世帯の数が５以上ある災害 (2) 県内において，住居の滅失した世帯の数が５以上の市町村が３以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において，災害救助法第２条に規定する救助が行われた災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合・・・・・・・500万円 その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・250万円
支給対象 (障害見舞金)	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時，生計を主として維持していた場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・250万円 その他の場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125万円

２　県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づき，自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が５以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者１人当たり100万円とする。

３　県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づき，自然災害によって現に居住している住家が，全壊，流出又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が５以上である災害（(1)災害に該当するものを除く。） (3) (1)，(2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に居住している住家が対象災害により全壊，流出又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	１世帯当たり10万円とする。

第７　租税の徴収猶予減免等

（１）市税の減免の措置（税務課）

被災者に対する市税の減免，申告又は申請等の書類の提出に関する期限の延長若しくは徴収猶予は，市条例等の規定に基づいて実施する。

（２）被災者に対する住民票等，各種証明等の手数料免除（市民課・税務課等）

被災者の負担軽減を図るため，被災世帯に対し，当該年度において住民票等各種証明の手数料を免除するものとする（災害により印鑑登録証を亡失した場合の印鑑登録手数料を含む）。

（３）国民健康保険税及び一部負担金の減免（国保年金課）

被災者に対する国民健康保険税及び一部負担金の減免については，市条例等の規定に基づき実施する。

（４）国民年金保険料の免除（国保年金課）

被災者に対する国民年金保険料の免除については，国民年金保険法施行規則に基づき実施する。

第８　生活安定策

１　職業斡旋の対象被災者

公共職業安定所が，職業の斡旋の対象とする被災者は，災害のため転職又は一時的に就職を希望する者とする。

２　職業相談

公共職業安定所は，原則として被災者が公共職業安定所に来所し，求職の申込みをした者に対して職業相談を行う。ただし，公共職業安定所から遠隔の地に居住する等，その他の事由により公共職業安定所に来所できない被災者については，市長は被災者の求職申込みを公共職業安定所に取次ぐ。

公共職業安定所は市長の求職取次ぎに基づき，事情により被災地に出向き職業相談を実施する。

３　求人開拓及び紹介

公共職業安定所は，職業相談の結果，適合する求人が無い又は不足する場合は，適正や能力等を考慮し，適時，求人の開拓を行い，職業相談及び紹介を行う。

第９　災害時における日本郵便株式会社及び郵便局株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便株式会社は，災害が発生した場合において，災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ，次のとおり，日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

１　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において被災者の安否通信等の便宜を図るため，関係法令等に基づき，被災世帯に対して通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

２　被災者が差し出す郵便物の料金免除

関係法令等に基づき，災害時において被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

３　被災地宛て救助用郵便物の料金免除

関係法令等に基づき，災害時において被災者の救助を行う地方公共団体，日本赤十字社，共同募金会若しくは共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。

４　被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため，日本郵便株式会社は，予め当該団体からの申請に基づき，総務大臣の認可を得てお年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

５　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において，被災者の救助を行う地方公共団体，日本赤十字社鹿児島県支部，共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施するものとする。

６　郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において，被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し，下記を実施するものとする。

① 郵便貯金，郵便為替，郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い

② 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い，保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱い

７　病院等による医療救護活動

災害時において被災地の実情に応じ，医療救護・防疫措置等の必要がある場合は，病院等から医療救護班を派遣し，被災地における医療救護活動に協力するものとする。

８　簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において，被災地の実情に応じ，医療救護又は一時避難場所の提供等の必要がある場合は，日本郵便株式会社は被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし，加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行うものとする。

９　被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において，被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため，日本郵便株式会社は，被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し，当該地方公共団体の申請に応じ，簡易生命保険資金を短期融通するものとする。

第 10　被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査，被災宅地危険度判定調査又は住家被害認定調査など，住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ，それぞれの調査の必要性や実施時期の違い，民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明するものとする。

また，国及び県は市町村の活動の支援に努めるものとする。

第11　り災証明書の交付

市は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく住家等の被害の程度を調査し，被災者にり災証明書を交付する。

また，平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進及び被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど，り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第12　被災者台帳の作成

市は，必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は，災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは，被災者台帳を作成する市からの要請に応じて被災者に関する情報を提供する。

第２節　被災者への融資措置

【関係機関：奄美市社会福祉協議会・各関係機関】

【名　　瀬：福祉政策課・建築住宅課・商工情報課・農林水産課】

【住　　用：市民福祉課・産業建設課】

【笠　　利：いきいき健康課・産業振興課・農林水産課・建設課】

第１　民生関係の融資

１　生活福祉資金（・福祉費（災害援護経費））

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき，県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し，自立更正のために必要な資金の融資を行うものである。

区分	支給の内容等
貸付対象	災害により被害を受けた世帯で，次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1) 資金の貸付けと併せて必要な援助及び指導を受けることにより，独立自活できると認められる世帯であること。 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続及び方法	借入申込人はその居住地区を担当する民生委員を通じて市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は，意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し，県社会福祉協議会で貸付を決定のうえ，市町村社会福祉協議会長宛て通知するとともに，貸付金を借入申込人に送金する。
貸　付　額	150万円以内。
償還期間	据置期間（６ヶ月以内は無利子）経過後７年以内に償還を完了するものとする。
利　　率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

２　災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき，自然災害により災害を受けた世帯の世帯主に対し，生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

区分	支給の内容等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国２／３，県１／３
貸付申込受付	被災日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日まで

貸付対象世帯	(1) 同一の世帯に属する者が１人の場合は，その所得の合計額が 220 万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属する者が２人の場合は，その所得の合計額が 430 万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属する者が３人の場合は，その所得の合計額が 620 万円以下の世帯 (4) 同一の世帯に属する者が４人の場合は，その所得の合計額が 730 万円以下の世帯 (5) 同一の世帯に属する者が５人以上の場合は，その所得の合計額が 730 万円に世帯人員が１人増すごとに 30 万円を加算した額以下の世帯 (6) 住居が滅失又は流失した場合は，その所得の合計額が 1,270 万円以下の世帯

別表　貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還期限	据置期間	償還方法	担保
１　世帯主が負傷した場合(療養に約１ヶ月以上かかること)	(ア) 家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	３．０％ 措置期間中は無利子	１０年以内 措置期間を含む	３年（特認５年）	半年賦又は年賦 原則として元利均等措置	連帯保証人
	(イ)家財の損害はあるが,住居の損害はない場合	2,500,000					
	(ウ)住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	(エ)住居が全壊した場合	3,500,000					
２　世帯主が負傷しなかった場合（療養期間が約１ヶ月かからない場合も含む)	(ア)家財の損害はあるが,住居の損害はない場合	1,500,000					
	(イ)住居が半壊した場合(特別の事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	(ウ)住居が全壊した場合(エの場合を除く)（特別の事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	(エ)住居全体が滅失し,又は流失した場合	3,500,000					

「家財の損害」…家財の損害金額が，家財の価格の１／３以上に達した場合をいう。
「特別な事情」…被災した住居を建て直すに際し,残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第２　住宅資金の融資

１　災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し，又は損傷した場合において，当該家屋を復興して自ら居住し，又は他人に貸すために当該災害発生の日から２年以内に災害復興住宅を建設し，若しくは補習し，又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し，当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し，若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融支援機構が融資するものである。

区分	融資の内容等
対象となる災害	次のいずれかの災害 (1) 地震，豪雨，噴火，津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち，住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付を受けることのできる住宅	(1) 建設の基準 （ア）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 （イ）面積要件なし。 （ウ）併用住宅は，住宅部分が全体の１／２以上であること。ただし，非住宅部分を賃貸するものは除く。 （エ）建築基準法その他の関係法令に適合すること。 （オ）居住室，台所及びトイレを備えていること。 （カ）木造である場合１戸建て又は連続建てであること。 (2) 補修の基準 （ア）住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 （イ）家屋の床面積，構造の種類は制限がない。 （ウ）併用住宅は，住宅部分が全体の１／２以上であること。ただし，非住宅部分を賃貸するものは除く。 （エ）建築基準法の規定に適合すること。 （オ）居住室，台所及びトイレを備えていること。 （カ）１戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	(1) 機構から資金の貸付を受けなければ災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 (2) 災害によるり災時，滅失し，又は損傷した家屋の所有者，賃貸人又は居住者であって災害の発生の日から２年以内に自ら居住し，又は他人（親族等）に貸すために災害復興住宅を建築・購入又は補修をしようとする者であること。 (3) 償還能力を有する者であること。

区分	融資の内容等
貸付の条件	(1)　建設・購入の場合 （ア）貸付限度額　機構の貸付限度額による。 住宅建設資金　土地取得あり　（工事費の100%融資） 土地取得なし　（工事費の100%融資） 住宅購入資金　（工事費の100%融資） （イ）貸付利率　機構の貸付利率による。 （ウ）償還期間　機構の償還期間及び条件による。 ※完済時年齢の上限 （エ）償還方法　機構の償還方法及び条件による。 (2)　補修の場合 （ア）貸付限度額　機構の貸付限度額による。 住宅補修資金　（工事費の100%融資） （イ）貸付利率　機構の貸付利率による。 （ウ）償還期間　機構の償還期間及び条件による。 ※完済時年齢の上限 （エ）償還方法　機構の償還方法及び条件による。
借入手続	融資希望者は，り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け，申込書の提出は，機構又は最寄りの機構の業務委託金融機関へ提出するものとする。

２　地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画，土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により自ら居住し，又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し，又は建設しようとする者で，自費で建設等ができず，住宅金融支援機構から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して本資金を融資するものである。

区分	融資の内容等
貸付を受けることのできる住宅	災害復興住宅に同じ。
貸付の条件，その他	災害復興住宅に同じ。

第３　農林漁業関係の融資

１　天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき，特に著しい災害があり法適用の指定を受けた場合，農林漁業者に対して次のような資金の融資を行う。

（１）被災農林漁業者に対する経営資金

区分	融資の内容等
資金使途	種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具（政令で定めるものに限る。），家畜，家きん，薪炭原木，しいたけほだ木，漁具（政令で定めるものに限る。），稚魚，稚貝，餌料，漁具用燃油等の購入資金，炭がまの構築資金，漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他の農林漁業経営に必要な資金
貸付の対象者	（ア）被害農業者 農業を主な業務とする者であって，天災による農作物，畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の 100 分の 30 以上であり，かつ，減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災による果樹，茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積５ａ以上）の流失，損傷，枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 30 以上である旨の市長の認定を受けた者 （イ）被害林業者 林業を主な業務とする者であって，天災による薪炭（薪炭原木を含む。），木材，林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が，平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま，しいたけほだ木，わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市長の認定を受けた者 （ウ）被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって，天災による魚類，貝類及び海そう類の流出等による損失額が，平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没，滅失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市長の認定を受けた者。

	（エ）特別被害農業者 被害農業者であって，天災による農作物，畜産物及び繭の減収による損失額が，その者の平年における農業総収入額の 100 分の 50（開拓者にあっては 100 分の 30）以上である旨又は天災による果樹，茶樹若しくは桑樹の流失，損傷，枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 50（開拓者にあっては 100 分の 40）以上である旨の市長の認定を受けた者 （オ）特別被害林業者 被害林業者であって，天災による薪炭（薪炭原木を含む。），木材，林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が，平年における林業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま，しいたけほだ木，わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市町村長の認定を受けた者 （カ）特別被害漁業者 被害漁業者であって，天災による魚類，貝類及び海そう類の流失等による損失額が，平年における漁業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没，滅失，損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の市町村長の認定を受けた者
貸付利率	（ア）特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年３％以内 （イ）天災による農作物等，林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業，林業又は漁業による総収入額の 100 分の 30 以上である旨の市町村長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者・・・・・・・年 5.5％以内 （ウ）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・年 6.5％以内
償還期限	６年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合７年）

貸付の限度	貸付対象者			天災融資法		激甚災害法
				貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）
				Ａ％	Ｂ万円個人（（ ）は法人）	Ｂ％	Ｂ万円個人（（ ）は法人）
	農業者		果樹栽培者家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
			一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
		開拓者	果樹栽培者家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)
			一般開拓者	45	200(2,000)	60	250(2,000)
	林業者			45	200(2,000)	60	250(2,000)
	漁業者		漁具購入資金	80	5,000	80	5,000
			漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)
			水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)
			一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)

（２）被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料，農薬，漁業用燃油，生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金）
貸付の相手方	被害組合
貸付利率	年 6.5%以内
償還期限	３年以内
貸出限度	2,500万円以内，ただし，連合会については，5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内，ただし，連合会については7,500万円以内）

２　日本政策金融公庫による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき，日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対して貸付けを行う農林漁業公庫資金は，次のとおりである。

（令和６年８月 20 日現在）

資金名		資金使途・内容	貸付利率（%）	償還期限（年以内）		貸付限度額（万円）	融資率（%）
				償還期間	うち据置期間		
農林漁業セーフティーネット資金		農林漁業経営の再建・維持安定費	0.70	5	3	一般　600 （特認：年間経営費等の 12 分の６）	－
			0.95	10			
			1.25	15			
農業基盤整備資金		農地，牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.70	5	10	（下限 50）	100
			0.95	10			
			1.25	15			
			1.40	25			
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	農林漁業用施設の復旧，補修費（災害復旧として行う果樹の改植，補植）	0.70	5	3	１施設当たり　300 特　認　600 漁　船　1,000 20t 未満	80
			0.95	10			
			1.25	15			
			1.40	（果樹の改植又は補植）25	（果樹の改植又は補植）10		
	共同利用施設	共同利用施設の復旧費	0.70	5	3		80
			0.95	10			
			1.25	15			
漁業基盤整備資金	漁港施設	漁港施設	1.40	20	3	（下限 10）	80
	漁場整備	漁場整備施設	1.40	20	3	（下限 10）	80
林業基盤整備資金	林　道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.70～1.40	20（特認 25）	3（特認　7）	（下限 10）	80
	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費	0.70～1.25	15	5	（下限 10）	80

（注）貸付利率等は随時改訂が行われるので，利用の際は関係先に確認すること。

３　奄美群島振興開発基金（保証については商工業関係に包括）

区分	融資の内容等
融資対象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの。
申込手続	借入希望者は，奄美群島振興開発基金（以下，「基金」という。）本部，徳之島事務所，沖永良部事務所，又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申し込むものとする。ただし短期資金（運転資金）は，基金本部，徳之島事務所，沖永良部事務所に申し込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類，貸付対象事業，償還期限，利率，貸付限度額，担保及び保証人は別表のとおりである。

別表　奄美群島振興開発基金の貸付条件

（令和６年８月 20 日現在）

<table>
<tr><th rowspan="2">貸付金の種類</th><th rowspan="2">貸付対象事業</th><th rowspan="2">償還期限
〔うち据置期間〕</th><th rowspan="2">利率
年利
(%)</th><th colspan="3">貸付限度額
(万円)</th><th rowspan="2">担保及び保証人</th></tr>
<tr><th>個人</th><th>法人・共同施工体</th><th>協同組合</th></tr>
<tr><td rowspan="7">農・林業振興資金</td><td>果樹の植栽，育成又は樹園地造成</td><td>15年以内
（７）</td><td rowspan="5">1.55</td><td rowspan="4">450
（特認
1,800）</td><td rowspan="4">750
（特認 3,600）</td><td rowspan="4">750
（特認 3,600）</td><td rowspan="7">必要に応じて徴求する。</td></tr>
<tr><td>畜舎・堆肥舎建設，桑園地・農地の造成・取得，樹園地の取 得，養蚕施設設備，桑の植栽・育成，農産物等貯蔵保管施設設備，園芸栽培施設設備，災害対策関連施設設備，農産物集出荷施設設備，農産物処理加工施設設備</td><td>15年以内
（３）</td></tr>
<tr><td>農業用機械器具（耕耘機購入），牛・豚の購入，運搬用器具</td><td>7年以内
（２）</td></tr>
<tr><td>災害復旧</td><td rowspan="3">5年以内
（１）</td><td>100</td><td>（法人） 100</td><td></td></tr>
<tr><td>樹苗養成</td><td>1.40</td><td rowspan="2">一般
750
（特認
3,600）</td><td rowspan="2">一般 750
（特認 3,600）</td><td rowspan="2">一般 750
（特認 3,600）</td></tr>
<tr><td>しいたけ類生産施設，木材生産加工施設設備</td><td>1.55</td></tr>
<tr><td rowspan="4">水産業振興資金</td><td>漁船建造，取得</td><td>9年以内
（２）</td><td rowspan="2">1.55</td><td rowspan="4">300
（特認
2,000）</td><td rowspan="4">500
（特認 4,000）</td><td rowspan="4">800
（特認 5,000）</td><td rowspan="4">〃</td></tr>
<tr><td>漁船改造，漁船装備等改善</td><td>5年以内</td></tr>
<tr><td>共同利用施設</td><td rowspan="2">20年以内
（２）</td><td>1.60</td></tr>
<tr><td>養殖施設</td><td>1.55</td></tr>
<tr><td>運転資金</td><td>農林水産業</td><td>１年以内</td><td>1.55</td><td>一般
1,000
（特認
1,500）</td><td>一般 1,000
（特認 1,500）</td><td>一般 1,000
（特認 1,500）</td><td>〃</td></tr>
</table>

（注）利率等は随時改訂されるので，利用の際は関係先に確認すること。

（注）次の事業については鹿児島県から利用者に対して利子補給補助があるので，金利は次のようになる。

（農・林業振興資金）

耕うん機，畜舎，堆肥舎，家畜導入，果樹の植栽・育成及び樹園地造成，農地取得，農地造成，園芸栽培施設設備，農産物集出荷施設設備，農産物処理加工施設設備 ・・・年 0.15%

（水産業振興資金）

漁船建造・取得（新船），漁船取得（中古船）・・・・・・・・・・・・年 0.15%

第４　商工業関係の融資

１　鹿児島県融資制度　緊急災害対策資金

（１）目的

災害により経営に影響を受けている県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し，当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

（２）制度の概要

融資対象者：県内で引続き１年以上事業を営む中小企業者及び組合で，次の要件のいずれかに該当するもの。

①激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けたものに限る。）
②災害救助法第２条の災害により被害を受けた者 （県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）
③被災者生活再建支援法第２条の自然災害により被害を受けた者 （県内における同上の災害により被害を受けた者に限る。）
④知事が特に認める災害により被害を受けた者

融資限度額：運転資金　　2,000 万円
　　設備資金　　3,000 万円

融資期間　：運転資金　　７年以内（据置２年以内）
　　設備資金　　10 年以内（据置３年以内）

融資利率　：１年以内　　年 1.6%
　　１年超　３年以内　　年 1.8%
　　３年超　５年以内　　年 1.9%
　　５年超　７年以内　　年 2.1%
　　７年超 10 年以内　　年 2.2%

信用保証　：鹿児島県信用保証協会（大島地区は独立行政法人奄美群島振興開発基金）の保証を要する。

信用保証料率　：融資対象者①～③　年０％　融資対象者④　年 0%～1.40%
　※割引料率
　　担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合　0.1%割引

保 証 人　：保証機関の定めるところによる

担　　保　：保証機関の定めるところによる

申込み先　各商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会）・取扱い金融機関

取扱金融機関：鹿児島銀行，南日本銀行，各信用金庫，各信用組合，商工組合中央金庫，福岡銀行，肥後銀行，宮崎銀行，西日本シティ銀行，熊本銀行，宮崎太陽銀行
（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：当該災害により被害を受けたことの市町村長等の証明書等

２　政府系金融機関の融資

（令和６年７月１日現在）

機関名／事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	指定された災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠　１億５千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に１災害につき，３千万円を加えた額	当金庫所定の限度内
融資期間	運転　10 年以内 設備　15 年以内	各種融資制度の返済期間内	運転　10 年以内 設備　20 年以内
据置期間	２年以内	２年以内 （ただし，異例の災害の場合は，その都度定める。）	３年以内
担　保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸付利率	基準利率 ただし，特別利率が適用される場合がある。	各融資制度に定められた利率	プライムレート
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

（注）融資条件は随時改訂されるので，利用の際は関係先への確認が必要。

３　鹿児島県信用保証協会の保証

区　　分	保　　証　　の　　概　　要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し，事業を営んでいる中小企業者。但し，保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合は，それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人　２億 8,000 万円　　組合　４億 8,000 万円（激甚災害保証の場合は，別枠）
保証期間	運転資金 15 年以内，設備資金 20 年以内 （激甚災害保証の場合　運転資金５年，設備資金７年以内）
保証人 及び担保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じ徴求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証料率	0.45～1.90%，（激甚災害保証の場合　年 0.87%）

※次の定性要因に該当する事業者について，それぞれ 0.1%割引
(1)担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）
(2)会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

4　奄美群島振興開発基金

(1) 保証

区分	保証の内容等
保証対象	奄美群島において奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）に基づく事業を行う中小規模の事業者その他の者又は奄美群島に住所若しくは居住を有する者
申込手続	信用保証の希望者は，一般保証（一般の手形，証書貸付，商業手形割引に対する保証）の場合は基金又は金融機関へ，激甚災害等保証（災害が発生し激甚災害時の指定を受けた場合におけるり災事業者の復興を図るための保証）及び制度保証（資金使途を指定した保証）の場合は商工会議所又は商工会等の斡旋機関へそれぞれ所定の申込用紙によって申し込む。
保証限度	(ｱ) 個人又は法人２億円（災害等特別の事由がある場合２億2,000万円） (ｲ) 森林組合，土地改良区，農業協同組合，水産業協同組合，中小企業等協同組合，協業組合及び振興開発計画に基づき事業を行う者並びに奄美群島振興開発基金が特に必要であると認めて主務官庁の承認を得た者については２億3,000万円
保証期間	一般保証は必要な期間。制度保証はそれぞれの融資要綱による。
担保及び保証人	必要に応じて徴求する。
返済方法	割賦又は一括償還
保証料	一般保証（年0.45～1.90%）激甚災害等保証（年0.87%）

※　担保の提供のある中小企業者及び組合、会計参与設置会社、公認会計士又は監査法人の監査を受けている事業者については、それぞれの年 0.1%引き下げ。（一部資金は除く）

(2) 融資

区分	融資の内容等
融資対象	奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で，銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの
申込手続	借入希望者は，奄美群島振興開発基金（以下，「基金」という。）本部，徳之島事務所，沖永良部事務所，又は各市町村に設置されている地区信用調査委員会（市町村の基金担当課）へ申し込むものとする。ただし短期資金（運転資金）は，基金本部，徳之島事務所，沖永良部事務所に申し込むものとする。
貸付条件	貸付金の種類，貸付対象事業，償還期限，利率，貸付限度額，担保及び保証人は別表「奄美群島振興開発基金の貸付条件」のとおりである。

表　奄美群島振興開発基金の貸付条件　　（令和６年７月１日現在）

貸付金の種類	貸付対象事業	償還期限うち据置期間	利率年利	貸付限度額			担保及び保証人
				個人	法人共同施行体	協同組合	
観光関連産業振興資金	簡易宿泊施設 観光土産品生産施設 遊漁船等観光関連施設設備 中小規模旅館施設等の改善	20年以内（２）	1.20～3.10	1,500万円（特認１億円）	1,500万円（特認１億円）	1,500万円（特認１億円）	担保適宜徴求する。 保証人県内に住所を有するもの１人以上
	経営安定改善（長期運転資金）	７年以内(0.5)	1.60～2.70				
流通加工業等振興資金	施設・設備の整備及び改善	20年以内（２）	1.70～3.60	1,500万円（特認１億円）	1,500万円（特認１億円）	1,500万円（特認１億円）	〃
	経営安定改善（長期運転資金）	７年以内（１）	2.10～3.20				
地域資源等振興資金	地域資源等又は固有の技術等を活用した事業に要する施設設備の整備及び改善	20年以内（２）	1.70～3.60	1,500万円（特認１億円）	1,500万円（特認１億円）	1,500万円（特認１億円）	〃
	経営安定改善（長期運転資金）	７年以内（１）	2.10～3.20				
地域活性化・雇用促進振興資金	情報通信産業，企業立地，雇用の促進等地域活性化に資する事業	20年以内（２）	1.20～3.10	1,500万円（特認１億円）	1,500万円（特認１億円）	1,500万円（特認１億円）	〃
	経営安定改善（長期運転資金）	７年以内（１）	1.60～2.70				
運転資金	第二次，第三次産業（大島紬関連事業）	１年以内	2.10～3.10	700万円	1,000万円	1,500万円（特認1,500万円）	〃

（注）利率等は随時改訂されるので，利用の際は関係先に確認すること。

５　鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

（１）目的

中小企業者等が，災害復旧のために借り入れた(株)日本政策金融公庫,(株)商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金(中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。)に利子補助を行う市町村に対し，融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

（２）利子補助対象

県が災害発生の都度，指定した災害（激甚災害，災害救助法，被災者生活再建支援法適用災害）において被災した中小企業者等が,災害発生の日から知事が災害の都度定める期間(概ね６ヶ月以内)に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※ 災害復旧資金:(株)日本政策金融公庫,(株)商工組合中央金庫の資金又は県(緊急災害対策資金)・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

（３）補助の概要

利子補助率:融資額 200 万円以下　　年 1.80%

融資額 200 万円超 600 万円以下　　年 1.35%

融資額 600 万円超 1,500 万円以下　　年 0.90%

※ 補助率は県が負担するものであり,被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため,市町村によって異なる。

補助期間　：５年間

補助対象額：借入金 1,500 万円を限度とする。

申込み先　：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添付書類　：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

・災害により被害を受けたことの市（町・村）長，消防署長等の証明書又は証明書の写し

・事業報告書

・市（町・村）長が必要と認める書類